特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
4	固定資産税に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

森町は、固定資産税に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

静岡県森町長

公表日

令和8年11月13日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税に関する事務
②事務の概要	地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①賦課期日において登記簿又は固定資産課税台帳に登録されている土地、家屋及び償却資産の所有者を納税義務者とし、固定資産税額を計算し、賦課する。 ②納税義務者からの特例、減免等の申請による固定資産税額の減免等を行う。 ③賦課額に基づき、納税義務者からの納付に対し収納業務を行う。 ④納期限までに固定資産税を徴収できなければ、督促、滞納処分を実施する。 ⑤納税通知書等電子通知希望申請情報を通知IFSを経由して固定資産税システムに取り込む。
③システムの名称	1. 固定資産税システム、2. 収納消込システム、3. 滞納管理システム、4. 団体内統合宛名システム、5. 地方税ポータルシステム（eLTAX）、6. 中間サーバー、7. 通知IFS

2. 特定個人情報ファイル名
（1）固定資産税賦課ファイル （2）固定資産税収滞納ファイル （3）納税通知書等電子通知希望申請情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法　第9条第1項　別表24の項 地方税法第747条の5の2

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1）実施する 2）実施しない 3）未定
②法令上の根拠	・情報の照会ができる根拠 番号法第19条第8号及び同号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表48の項 ・情報の提供ができる根拠 本事務においては情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	森町役場　税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒437-0293 静岡県周智郡森町森2101番地の1 森町役場　総務課　行政係 電話：0538-85-6300 ファクス：0538-85-5259 E-mail：soumu@town.shizuoka-mori.lg.jp

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒437-0293 静岡県周智郡森町森2101番地の1 森町役場　税務課　資産税係 電話：0538-85-6309 ファクス：0538-85-5259 E-mail：zeimu@town.shizuoka-mori.lg.jp
9. 規則第9条第2項の適用	**[　]適用した**
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[○]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[　] 内部監査　　[　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**[　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚への保管を徹底している。 ・電算処理では必ずバックアップをとり、滅失・毀損への備えとしている。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないかを確認し、廃棄記録を残すこととしている。 以上のことから、当該対策は十分であると判断した。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月28日	Ⅰ－4②	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	事後	
平成29年7月28日	Ⅰ－5②	税務課長　村松　也寸志	税務課長　小島　行雄	事後	
平成29年7月28日	Ⅱ－1 いつの時点の計数か	平成27年10月30日　時点	平成29年1月1日　時点	事後	
平成29年7月28日	Ⅱ－2 いつの時点の計数か	平成27年10月30日　時点	平成29年1月1日　時点	事後	
平成30年5月29日	Ⅰ－8	税務課固定資産税係	税務課資産税係	事後	
平成30年5月29日	Ⅱ－1 いつの時点の計数か	平成29年1月1日　時点	平成30年1月1日　時点	事後	
平成30年5月29日	Ⅱ－2 いつの時点の計数か	平成29年1月1日　時点	平成30年1月1日　時点	事後	
令和1年6月21日	Ⅰ－5②	税務課長　小島　行雄	税務課長	事後	
令和1年6月21日	Ⅱ－1 いつの時点の計数か	平成30年1月1日　時点	平成31年1月1日　時点	事後	
令和1年6月21日	Ⅱ－2 いつの時点の計数か	平成30年1月1日　時点	平成31年1月1日　時点	事後	
令和1年6月21日	Ⅵリスク対策	記載なし	項目追加	事後	様式変更による追加
令和2年6月5日	Ⅰ－4②	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	事後	
令和2年6月5日	Ⅱ－1 いつの時点の計数か	平成31年1月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	
令和2年6月5日	Ⅱ－2 いつの時点の計数か	平成31年1月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	
令和3年8月2日	Ⅰ－4②	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	事後	
令和3年8月2日	Ⅱ－1 いつの時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	
令和3年8月2日	Ⅱ－2 いつの時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	
令和4年10月6日	Ⅰ－4②	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	事後	
令和4年10月6日	Ⅱ－1 いつの時点の計数か	令和3年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	
令和4年10月6日	Ⅱ－2 いつの時点の計数か	令和3年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	
令和5年11月1日	Ⅱ－1 いつの時点の計数か	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事後	
令和5年11月1日	Ⅱ－2 いつの時点の計数か	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事後	
令和6年4月15日	Ⅱ－1 いつの時点の計数か	令和5年4月1日　時点	令和6年4月1日　時点	事後	
令和6年4月15日	Ⅱ－2 いつの時点の計数か	令和5年4月1日　時点	令和6年4月1日　時点	事後	
令和7年5月2日	Ⅰ－1②	地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	事後	
令和7年5月2日	Ⅰ－3	1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）	番号法　第9条第1項　別表24の項	事後	
令和7年5月2日	Ⅰ－4②	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	・情報の照会ができる根拠 番号法第19条第8号及び同号に基づく利用特	事後	
令和7年5月2日	Ⅱ－1 いつの時点の計数か	令和6年4月1日　時点	令和7年4月1日　時点	事後	
令和7年5月2日	Ⅱ－2 いつの時点の計数か	令和6年4月1日　時点	令和7年4月1日　時点	事後	
令和7年5月2日	Ⅳ－4	委託しない	十分である	事後	
令和7年5月2日	Ⅳ－6 不正な提供が行われるリスク	接続しない（提供）	十分である	事後	
令和7年5月2日	Ⅳ－8		人手を介在させる作業はない	事後	様式変更による追加
令和7年5月2日	Ⅳ－11 最も優先度が高いと考えられ		8）特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式変更による追加
令和8年11月13日	Ⅰ-1② 事務の概要	地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 賦課期日において登記簿又は固定資産課税台帳に登録されている土地、家屋及び償却資産の所有者を納税義務者とし、固定資産税額を計算し、賦課する。また、納税義務者からの特例、減免等の申請による固定資産税額の減免等を行う。賦課額に基づき、納税義務者からの納付に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、督促、滞納処分を実施する。	地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①賦課期日において登記簿又は固定資産課税台帳に登録されている土地、家屋及び償却資産の所有者を納税義務者とし、固定資産税額を計算し、賦課する。 ②納税義務者からの特例、減免等の申請による固定資産税額の減免等を行う。 ③賦課額に基づき、納税義務者からの納付に対し収納業務を行う。 ④納期限までに固定資産税を徴収できなければ、督促、滞納処分を実施する。 ⑤納税通知書等電子通知希望申請情報を通知IFSを経由して固定資産税システムに取り込む。	事後	
令和8年11月13日	Ⅰ-1③ システムの名称	1．固定資産税システム、2．収納消込システム、3．滞納管理システム、4．団体内統合宛名システム、5．地方税ポータルシステム（eLTAX）、6．中間サーバー	1．固定資産税システム、2．収納消込システム、3．滞納管理システム、4．団体内統合宛名システム、5．地方税ポータルシステム（eLTAX）、6．中間サーバー、7．通知IFS	事後	
令和8年11月13日	Ⅰ－2 特定個人情報ファイル名	（1）固定資産税賦課ファイル （2）固定資産税収滞納ファイル	（1）固定資産税賦課ファイル （2）固定資産税収滞納ファイル （3）納税通知書等電子通知希望申請情報ファイル	事後	
令和8年11月13日	Ⅰ－3 個人番号の利用	番号法　第9条第1項　別表24の項	番号法　第9条第1項　別表24の項 地方税法第747条の5の2	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年11月13日	Ⅰ-4② 法令上の根拠	・情報の照会ができる根拠 番号法第19条第8号及び同号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表48の項 ・情報の提供ができる根拠 番号法第19条第8号及び同号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表中、市町村長が提供する地方税関係情報	・情報の照会ができる根拠 番号法第19条第8号及び同号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表48の項 ・情報の提供ができる根拠 本事務においては情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。	事後	
令和8年11月13日	Ⅱ－1 いつの時点の計数か	令和7年4月1日　時点	令和8年4月1日　時点	事後	
令和8年11月13日	Ⅱ－2 いつの時点の計数か	令和7年4月1日　時点	令和8年4月1日　時点	事後	
令和8年11月13日	Ⅳ－6 情報提供ネットワークシステムとの接続		接続しない(提供)	事後	Ⅰ-4②変更に伴う変更
令和8年11月13日	Ⅳ－6 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である		事後	Ⅰ-4②変更に伴う変更